

「食の安全・市民ホットライン」

代表 神山美智子 様

株式会社 海成
代表取締役 田中健一郎

回答書

2011年1月19日付けの要請書に関しましてご質問に沿って下記のとおり回答させていただきます。

1 ご要請「(1)」及び「(2)」について

お客様への検査結果の報告に関しては、検査結果が、「非イオン性界面活性剤の反応が見られた」との検査結果が得られたため、お客様のご希望で指定された電子メールのアドレスに検査結果の報告をさせていただきました。

なお、その時点でお客様よりご提供いただきました現物を、検査検体として全て使用済みでございましたので、「非イオン性界面活性剤」の具体的内容については特定するに至りませんでした。

これに対し、お客様からは、当該報告内容が専門的で分かりづらいとのご意見を電子メールの返信にて頂きましたので、内容を要約し再度報告申し上げます。

その後お客様から、電子メールのご返信がございましたので、検査結果並びに、これ以上の検査が出来ない事に対して、ご理解いただけたものと解釈しております。

もっとも、検査結果の報告は、お客様のご希望により電子メールで行っており、全てのデータのご提供には至っていないのが実情であります。

そこで、今後はおお客様に対しましては、全てのデータを提供させていただくことと併せまして、これまでの経緯について誠意をもって説明させていただく予定です。

2 ご要請「(3)」について

中国で製造された餃子の中毒事件に関しましては、中国の製造元での労働争議が発端で発生した事件であると、極めて重要に受け止めております。

当該商品の製造工場は、タイ王国に所在しており、今から22年前に弊社の指導の元、当該商品の製造を始めました。

現在までに、22年間に亘り取引を行ってきましたが、当時の従業員の方が未だに働いている、離職率の極めて低い会社であります。

そして、2名の日本人の常駐社員の元、これまで一度も労働争議やストライキ等もなく、現地でも優良の会社の一社であると認識しております。

また、当社は過去4年間に、本件と同じ商品に関して約250コンテナ(約500万パック)製造輸入しておりますが、本件同様の「苦味(異味)」に関する指摘はこれまでございませんでした。

(1) 釈明事項「1」について

輸入者として当該商品の回収はいたしておりません。

その理由としては、ご指摘のありました日に店舗に陳列されていた同一ロットの商品を店舗にて回収し、全てを調理し店舗関係者で検食をしていただいた結果、全てにおいて問題がなかったとの報告を受けていること、平成22年8月26日にお客様から本件に関するご指摘を頂き、翌同27日に弊社が現品をお預かりしましたが、その時点において、本件同様の事例の報告がなかったこと、週末を挟み、同30日の時点においても、同様の事例の報告がなかったこと、等により、当該商品に関し、他に本件同様の事例がないと判断したことにあります。

(2) 釈明事項「2」について

所轄の保健所、消費者庁や厚生労働省への報告は事例の認知時にはしておりませんが、所轄の中央区保健所につきましては、平成23年1月21日に当該事例の報告を行いました。

その後、同保健所の指導の元、現在当時の資料の提供及び調査への協力を行っております。

以 上